

虐待防止のための指針

1 基本理念

本事業所は、利用者（利用児童を含む。以下同じ。）への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、関係法令に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2 虐待の定義

- (1) 身体的虐待 暴力的行為などで利用者の身体に外傷や痛みを与える、若しくは生じるおそれのある行為を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任 利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

- (1) 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置することとする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- (3) 委員会の協議事項は次のとおりとする。
 - ① 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備及び職員への周知に関すること。
 - ② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ③ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
 - ④ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
 - ⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な処置を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹する内容とする。
- (2) 研修は年 1 回以上実施することとする。

- (3) 研修の実施内容については、実施要項、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに葛飾区に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、葛飾区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげよう努める。
- (4) 事業所内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関へ通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については「区市町村・都道府県に高齢者・障害者虐待への対応と擁護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応することとする。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護支援等の情報を提供し、必要に応じて、葛飾区の関係窓口を案内するなどの支援を行うこととする。

8 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情受付相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6 虐待が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9 利用者に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所に備え付けることとする。また、本事業所のホームページにおいても公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

11 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。